

(株)日本確認検査センター
 確認検査業務手数料規程

平成 14 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 5 月 21 日改定
 平成 20 年 6 月 20 日改定

第 1 条 この規定は、別に定める「(株)日本確認検査センター確認検査業務規定」に基づき、(株)日本確認検査センター（以下センターという）が実施する確認、検査業務にかかる手数料について必要な事項を定める。

第 2 条 建築物に関する確認申請に係る手数料の額は、確認申請 1 件につき下表に掲げる通りとする。尚地域は、当センターが登録する近畿 2 府 4 県全域共通とする。

「建築物に関する申請手数料一覧表」

(別表-1)

面積 (㎡) 種別	確認申請「審査料(1) + 構造審査加算料(2)」				中間・完了検査			
	審査料(1)			構造審査加算料(2)	中間検査	完了検査		
	4号(特例有の戸建に限る)型式認定	戸建住宅, 兼用住宅	共同住宅, ホテル, その他法別表第一(い)欄1項及び2項の用途に供する建築物			左欄以外	検査部位までの面積による	当機関で中間検査を行った場合
~ 100	24,000	34,000	65,000	58,000	20,000	25,000	26,000	30,000
100超~200	30,000	40,000				28,000	30,000	34,000
200超~500	41,000	61,000	76,000	68,000	40,000	35,000	45,000	59,000
500超~1000			100,000	90,000	60,000	40,000	70,000	90,000
1000超~2000			110,000	100,000	60,000	60,000	110,000	143,000
2000超~3000			160,000	140,000	80,000	80,000	140,000	182,000
3000超~5000			210,000	180,000	90,000	120,000	170,000	221,000
5000超~8000			240,000	200,000	120,000	150,000	180,000	234,000
8000超~10000			320,000	280,000	140,000	170,000	210,000	273,000

10000超～20000			380,000	340,000	180,000	200,000	260,000	338,000
20000超～50000			420,000	380,000	240,000	320,000	360,000	468,000
50000超			協議	協議	協議	協議	協議	協議

1 構造計算加算料(2)については構造計算書(木造の壁量・1/4分割による簡易計算のものは除く)を添付されているものに限る

(特記事項)

1. フレキシブルディスク(FD)による確認申請手数料の額は、上表(別表-1)の金額から2,000円を減じた額とする。
2. 料金を振り込まれる場合、振込み手数料は申請者にてご負担願います。
3. 構造計算適合性判定を要する建物については、(別表-2)の手数料表に基づき審査料が別途発生します。
4. 構造計算適合性判定機関から構造設計者に対するヒヤリングが行われる場合には、別途20,000円が加算されます。
5. 建築物の計画変更に係る確認申請手数料の額は、原則として変更に関する部分の第一項の上表床面積の合計の1/2を「変更床面積算定準則」(国土交通省建築指導課長通達)に準じて算定した額とする。尚、計画変更は、FD申請摘要外とする。
6. 既存不適格建築物に構造耐力規定の遡及適用がある増築等の確認申請に係る手数料は、当該増築等に係る建築物の部分としての面積と、当該遡及適用される建築物の床面積の合計の1/2の面積(但し、第一次診断のみの部分は零とする)を合計した面積により、第一項の(別表-1)を適用する。
7. 階避難安全検証法等により設計を行った確認申請手数料については、(別表-8)「階避難安全検証法等により、設計を行った確認申請手数料」を加算した額とする。
8. 前年度につき、同一規模の確認(計画変更は除く)が、50件/年以上の確認実績がある者の申し出により、契約締結した確認申請手数料は、10%減額できるものとする。
9. 中間又は完了検査で、当該検査場所が遠隔となる場合の料金は、「中間又は完了検査時に遠隔割増料金を必要とする区域」(別表-3)により検査料に加算されます。
10. 中間検査において、工法上等の理由から一括検査を受験できない場合の対応について。
2回目以降の検査手数料については、追加料金として実質その都度検査を行う床面積の25%の面積を、別表-1に基づき算出した額とする。
11. あらかじめ検討資料添付の場合の料金については別途協議による。
12. 確認申請において、確認審査業務マニュアル以外の手順が生じる場合、別途料金がかかります。
13. 確認申請の正規の手順は、相談受付により審査を行い、審査済み後に訂正完了・本受付(申請料支払い)となりますが、訂正連絡をした状態のまま放置されている物件が増えつつあります。そのことから、当該相談審査物件につきましては、訂正連絡の通知後一定期間を過ぎても処理されない物件につきましては、所定の手数料を申し受けるものと致します。
14. 天空率採用の場合、審査料金は項目毎に5,000円が別途加算となります。(道路、隣地、北側の各斜線毎)

(構造計算適合性判定を要する建築物毎の手数料)

第3条 建築物に関する確認申請に於いて、構造計算適合性判定を要する建築物に係る別途手数料の額は下表に掲げるとおりとする。

「構造計算適合判定を要する建築物毎の手数料表」

(別表 2)

区分 棟毎の床面積	大臣認定プログラム ()内は兵庫県下の手数料	大臣認定プログラム以外 ()内は兵庫県下の手数料
1 ~ 200㎡	88,700円 (115,000円)	117,100円 (167,000円)
200㎡ 超、500㎡ 以内	100,100円 (115,000円)	140,000円 (167,000円)
500㎡ 超、1,000㎡ 以内	111,600円 (115,000円)	162,800円 (167,000円)
1,000㎡ 超、2,000㎡ 以内	123,000円 (137,000円)	185,700円 (215,000円)
2000㎡ 超、10,000㎡ 以内	139,600円 (151,000円)	221,900円 (248,000円)
10,000㎡超、50,000㎡ 以内	176,000円 (191,000円)	294,700円 (324,000円)
50,000㎡超	297,600円 (323,000円)	541,300円 (590,000円)

(特記事項)

1. 1 : エキスパンション・ジョイント等により、構造上独立している場合は別棟と見做す。
2. 大臣認定プログラム : 新法第20条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたもの。
3. 大臣認定プログラム以外 : 新法第20条第二号イ又は第三号イに規定する大臣が定めるプログラムにより構造計算が行われたもの。
4. 構造計算適合判定受付後に、確認申請が法に適合しないと認められた場合、本表の手数料は返還できません。
5. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

「中間又は完了検査に遠隔割増料金がかかる地域」

(別表-3)

府 県 割増金額	大 阪 府	兵 庫 県	京 都 府	奈 良 県	滋 賀 県	和 歌 山 県
¥6,000	能勢町、豊能町、 岬町、阪南市	明石市、三田市 猪名川町、播磨町	京都市(右京区、 左京区、北区、 西京区、山科区)、 向日市、宇治市、 城陽市、京田辺市、 木津川市、 井手町、精華町	大和郡山市、 天理市、桜井市、 橿原市、香芝市、 大和高田市、 御所市、葛城市、 斑鳩町、河合町 安堵町、川西町、 三宅町、上牧町、 広陵町、田原本町		和歌山市、橋本市
¥9,000		加古川市、三木市、 稲美町、小野市、 淡路市、洲本市、 南あわじ市、姫路市		吉野町	登録地の全地域	岩出市、紀の川市 海南市、有田市、 かつらぎ町、湯浅町
(相 談)		朝来市				御坊市

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、(別表-4)「工作物の確認検査手数料」の確認申請欄に掲げる額とする。又、特殊なものについては、別途見積書により定めるものとする。

「工作物の確認検査手数料」

(別表-4)

工作物の指定			確認申請 (1基当たり)	完了検査 (1基当たり)
施行令	種別	範囲		
令第138条第1項	煙突等、他	1	12,000円×R	12,000円
令第138条第2項	飛行塔、他	6 B	16,000円	14,000円
		2 B 5		15,000円
		B = 1		16,000円
令第138条第3項	製造施設、他	A 10m ² 又は H 4m	16,000円	20,000円
		10m ² <A又は 4m<H	25,000円	38,000円

(特記事項)

1. フレキシブルディスクによる確認申請の場合は、上表の手数料を各々2,000円減額する。
2. 完了検査に於いて遠隔割増料金が必要な地域は(別表-3)による。
3. 1 R = h / k
 h : 工作物の高さ (m)
 k : 工作物の区分に応じた係数 (別表-5)
 (但し、Rが1.0に満たない場合は1.0とする。又1.0を超えるものは、小数点以下を切り上げとする。)

4. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

(別表-5)

工作物の区分(令第138条第1項-1)		k
第一号 煙突等	$h > 6$	6
第二号 PC造柱、S柱、木柱等	$h > 15$	15
第三号 広告塔、装飾塔等	$h > 4$	4
第四号 高架水槽、物見塔等	$h > 8$	8
第五号 擁壁	$h < 2$	2

4. 2 B: 工作物の設置数(基)

5. 3 A: 工作物の投影面積(m^2)

H: 工作物の高さ(m)

(建築設備に関する確認申請手数料)

第5条 建築設備に関する確認申請手数料の額は1件につき、昇降機については、
 建築確認申請と同時に申請する場合は(別表6)により、
 昇降機だけの単独申請で、既存建物等の改造を伴う場合は(別表7)による。

「昇降機の確認申請手数料(建築確認申請と同時に申請の場合)」

(別表-6)

設置台数の合計	確認申請手数料の額(1台当り)	完了検査手数料の額(1台当り)
1台	15,000円	18,000円
2~5台	14,000円	16,000円
6台以上	12,000円	15,000円

ホームエレベーター	15,000円	18,000円
非常用のエレベーター	30,000円	35,000円
小荷物専用昇降機 1 台	10,000円	15,000円

(特記事項)

1. 完了検査に於いて遠隔料金が必要な地域は(別表 3)による。
2. フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
3. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

「昇降機だけの確認申請手数料(既存建物等の改造を伴う申請の場合)」

(別表-7)

設置台数の合計	手数料の額(1台又はn台当り)	完了検査手数料の額(1台又はn台当り)
1台	25,000円	34,000円
2～5台	$20,000 + 14,000 \times n$ 円	$16,000 + 16,000 \times n$ 円
6～9台	$30,000 + 12,000 \times n$ 円	$16,000 + 15,000 \times n$ 円
10台以上	$40,000 + 1,000 \times n$ 円	$16,000 + 13,000 \times n$ 円
小荷物専用昇降機 1 台	20,000円	29,000円

(特記事項)

1. 完了検査に於いて遠隔料金が必要な地域は(別表 3)による。
但し、料金は表示金額の2倍とする。(別途確認検査員立会いの為)
2. フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
3. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

平成20年 6 月20日改定

平成19年 4 月1日一部改定

「階避難安全検証法等により、設計を行った確認申請手数料の加算額」

(別表 8)

床面積の合計	階避難安全 検証法	全館避難安全 検証法	耐火性能 検証法	防火区画 検証法	エネルギーの釣合耐震計算、限界耐力計算 並びに免震建築物
10,000㎡以下	40,000円	60,000円	30,000円	10,000円	20,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下	60,000円	80,000円	40,000円	20,000円	32,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以下	80,000円	100,000円	50,000円	30,000円	60,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以下	100,000円	120,000円	60,000円	40,000円	96,000円
200,000㎡を超えるもの	150,000円	180,000円	90,000円	60,000円	128,000円

(注) エネルギーの釣合耐震計算、限界耐力計算、並びに免震建築物にかかるものについては、国土交通大臣の認定、又は性能評価機関の評定を受けたもの、並びに(別表 1)の「分譲共同住宅、ホテル、旅館」の欄に該当する手数料につき、当該手数料を納入したものについては、本項は適用しないことができる。

計画変更申請手数料は、上記金額の1/2の額とする。

料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。